

重要事項説明書(通所介護・横浜市通所介護相当サービス)

1 法人の概要

法人名称	社会福祉法人なでしこ会
所在地	〒240-0067 横浜市保土ヶ谷区常盤台75番地1号
代表者名	理事長 佐瀬 一裕
設立年月日	平成4年 5月1日
電話番号	045-335-0265(FAX:045-335-0277)
事業所数	4箇所 法人本部・特別養護老人ホーム 夢の里 横浜市岩崎地域ケアプラザ 横浜市常盤台地域ケアプラザ 横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ
事業概要	横浜市市営住宅等生活援助員派遣事業 横浜市高齢者食事サービス事業 介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所生活介護 認知症対応型通所介護・(介護予防)通所介護 介護予防支援事業 居宅介護支援事業 地域包括支援センター 地域活動・交流事業 生活支援体制整備事業

2 事業所の概要

事業者名	横浜市常盤台地域ケアプラザ
所在地	横浜市保土ヶ谷区常盤台53-2
事業者指定番号	1470601400
管理者・連絡先	古城 高之 TEL. 045(334)3550
サービス実施単位数	1単位
サービス種類	通所介護・横浜市通所介護相当サービス
サービス利用定員	1日 30名
営業日 営業時間	月曜日～土曜日、午前8時30分～午後5時30分 ※日曜日定休、祝日は営業します。 ※年末年始12月29日～1月3日まではお休みします。
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時35分まで(※送迎時間は除く)
サービス提供地域	横浜市保土ヶ谷区・神奈川区
併設サービス	認知症対応型通所介護・居宅介護支援

3 事業所の職員体制

職 員	従事するサービス内容	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
生 活 相 談 員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整や通所介護サービス計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。	3名(常勤)
看 護 職 員	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、必要な看護方法の指導等を行います。	4名(非常勤)
介 護 職 員	介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行います。	11名(常勤6人、非常勤5人)
運 転 員	運転員は、送迎車の運転を行います。	4名(非常勤)
機能訓練指導員	機能訓練指導員は通所介護における機能訓練プログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	4名(非常勤)

4 利用者負担金

利用者負担金は、次の2種類に分かれます。具体的な金額は下記の通りです。

①介護報酬にかかる利用者負担金(費用全体の1割又は2割又は3割)

②運営基準で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

なお、②の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。

通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護等に要した交通費は徴収しません。

(疑問点等があればお尋ねください)

利用者負担金については、1ヶ月のご利用負担金をまとめてご請求させていただきますので、翌月末迄に以下のいずれかの方法にてお支払ください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

イ 下記金融機関指定口座への振り込み(手数料等は利用者負担です)

横浜銀行 和田町支店 普通預金 1673871

【口座名】社会福祉法人なでしこ会

横浜市常盤台地域ケアプラザ

所長 古城 高之

ロ 指定期間内(翌月末迄)に現金支払い

ハ 指定口座からの自動引き落とし

③ 料金表

通所介護費(1回につき)		単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)	説明等
基本額	要介護1	658	706円	1,411円	2,116円	
	要介護2	777	833円	1,666円	2,499円	
	要介護3	900	965円	1,930円	2,895円	
	要介護4	1,023	1,097円	2,194円	3,290円	
	要介護5	1,148	1,231円	2,462円	3,692円	
加算額	入浴介助加算(Ⅰ)	40	43円	86円	129円	1日につき
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	24円	47円	71円	
	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ	56	60円	120円	180円	
	通所介護送迎減算	(47)	(50)円	(100)円	(151)円	片道につき
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数(基本額+各種加算減算)×9.0% [1 単位未満の端数四捨五入]×10.72				

横浜市通所介護相当サービス費 (1月につき)		単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)	説明等
基本額	通所型独自サービス11	1,798	1,927円	3,855円	5,782円	事業対象者、要支援1 (週1回程度)
	通所型独自サービス1/212	1,798	1,927円	3,585円	5,782円	要支援2(週1回程度)
	通所型独自サービス12	3,621	3,882円	7,764円	11,645円	事業対象者、要支援2 (週2回程度)
加算額	サービス提供体制加算(Ⅰ) 通所型独自サービス1、/22	88	95円	189円	283円	1月につき
	サービス提供体制加算(Ⅰ) 通所型独自サービス2	176	189円	378円	566円	1月につき
	通所型独自送迎減算 通所型独自送迎減算/2	(47)	(50)円	(100)円	(151)円	片道につき
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数(基本額+各種加算減算)×9.0% [1 単位未満の端数四捨五入]×10.72				

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9[2割の場合は0.8、3割の場合は0.7](1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※ 地域単価は10.72円(横浜市、2級地の単価)

※ 介護職員処遇改善加算の利用者負担額の計算も上記と同様です。

※ 実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算しており

その場合、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

* 所要時間7時間以上8時間未満の場合

④ その他の費用(自費料金)

自費項目	自己負担額
食 費	800円/日(おやつ代100円含む)
紙おむつ	80円/枚(使用時のみ)
紙パンツ	100円/枚(使用時のみ)
紙パッド	20円/枚(使用時のみ)

5 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次の通りです。

- (1) 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (4) 事業所は、職員の質的向上を図るため次の研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整えます。
 - ・新任研修 採用時研修(3ヶ月以内) ・現任研修 継続研修(年に1回以上)

6 緊急時の対処法

事業所及び従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び関係機関に連絡するなどの必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

7 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会しせつの損害補償
補償の概要	施設事業者プラン(対人・対物事故、管理財物、事故対応、対人見舞費用、情報漏洩等)

8 非常災害時の対応

- (1) 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- (2) 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

9 業務継続計画(BCP 計画)の策定について

当事業所は、感染症及び自然災害発生時に業務が継続できるように次の措置を講じる。

- (1) 感染症や自然災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や、中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における業務継続の方法を定めた業務継続計画(BCP 計画)を策定し、定期的な見直しを行います。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画(BCP 計画)について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

10 ハラスメント対策について

当事業所は、介護現場等で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け次の措置を講じます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為。
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
 - ・意に添わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。上記は当該事業所職員、取引先事業所の方、ご利用者様及びそのご家族様等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、法人のハラスメント規定などをもとに対応し、会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施する。また、介護現場等におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置・利用契約の解除等の措置を講じます。

11 秘密保持

事業所及びその職員は、別紙「社会福祉法人なでしこ会 個人情報保護に対する基本方針」に従い、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、業務上必要と思われる場合には、事前に利用者またはその家族から、文書で同意を得たうえでサービス事業者等に開示する場合があります。

12 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(オンライン等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底をはかること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

13 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号 045(334)3550

FAX 番号 045(339)6068

苦情責任者 古城 高之

苦情担当者 桐生 美也子

その他 相談、苦情については、担当者が対応します。

不在の場合でも、応対した者が必ず「苦情相談記録簿」に記録し
担当者、管理者及び生活相談員に引き継ぎます。

※公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市健康福祉局 所在地:横浜市中区港町 1-1
介護事業指導課 電話番号:045-671-2356
ファックス:045-550-3615

神奈川県国民健康保険 所在地:横浜市西区楠町 27-1
団体連合会(国保連) 電話番号:045-329-3447(介護苦情相談課)

保土ヶ谷区高齢・障害支援課 所在地:横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
電話番号:045-334-6394

神奈川区高齢・障害支援課 所在地:横浜市神奈川区広台太田町3-8
電話番号:045-411-7019

14 第三者評価の実施はありません。

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明・同意・交付しました。

事業所 横浜市常盤台地域ケアプラザ

説明者 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明・同意・交付を受けました。

利用者 氏 名 _____ 印

〔 代理人又は立会人
氏 名 _____ 印
続柄() 〕